

共済組合ガイドブック

【共済だより特別号】



予算

P2-5

掛金、標準報酬



P6-11

支える共済事業
素敵な暮らしを
あなたと家族の

健康増進



P18-19

貸付



P20-21

被扶養者



P12-13

医療



P14-15

貯金



P22

団体保険



P23

休業給付



P15

年金



P16-17

2020
保存版

防長苑



P24-26

スケジュール



P28

共済組合の行う
事業のすべてが
この1冊に!

令和2年度の事業計画から予算、共済制度の説明まで詰め込みました。
まずは、1度読んでいただき、1年間お手元に置いて、必要な時に読み返して
ください。

ホームページもご覧ください <https://www.kyosai-yamaguchi.jp>



令和2年度

事業計画および予算

共済組合の事業運営に係る費用は、組合員の皆さんが負担する掛金と地方公共団体等が負担する負担金により賄われています。

令和2年度の掛金率・負担金率

組合員の皆さんから、掛金をご負担いただきます。
標準報酬月額・標準期末手当等の額に掛金率を乗じます。

(単位:%)

組合員種別	経理区分	短期経理		保健経理	厚生年金保険経理	退職等年金経理
		掛金	介護掛金	掛金	組合員保険料	掛金
一般組合員	一般職	51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
	特別職	51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
	組合専従	51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
	派遣職員	51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
	地方独立行政法人の職員	51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
市町村長組合員		51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
70歳以上組合員		51.50	—	1.76	—	7.5
後期高齢適用者		2.35	—	1.76	—	7.5
特定消防組合員		51.50	8.57	1.76	91.50	7.5
船員一般組合員		49.04	8.57	1.76	91.50	7.5
任意継続組合員		103.00	17.14	—	—	—

※ 短期経理の介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

地方公共団体等から、負担金をご負担いただきます。
標準報酬月額・標準期末手当等の額に負担金率を乗じます。

(単位:%)

組合員種別	経理区分	短期経理				保健経理	厚生年金保険経理		経過的長期経理	退職等年金経理	業務経理	
		負担金	介護負担金	調整負担金	公的負担金	負担金	負担金	公的負担金	負担金	負担金	子ども・子育て 拠出金	事務費 負担金
一般組合員	一般職	51.50	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	—	1人 当たり 月額 946 円
	特別職	51.50	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	—	
	組合専従	51.50	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	—	7.5	3.4	
	派遣職員	51.50	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	3.4	
	地方独立行政法人の職員	51.50	8.57	0.1	—	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	3.4	
市町村長組合員		51.50	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	—	
70歳以上組合員		51.50	—	0.1	0.06	1.76	—	—	0.1033	7.5	—	
後期高齢適用者		2.35	—	—	0.06	1.76	—	—	0.1033	7.5	—	
特定消防組合員		51.50	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	—	
船員一般組合員		53.96	8.57	0.1	0.06	1.76	91.50	40.0	0.1033	7.5	—	
任意継続組合員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※ 短期経理の介護負担金は、40歳以上65歳未満の組合員について徴収します。

共済組合が行う主な事業

- ① 短期給付事業 … 医療・災害・休業給付
- ② 長期給付事業 … 年金給付
- ③ 福祉事業 …………… 保健事業（健康増進）
貯金・貸付・宿泊・団体保険（福利厚生）

予算作成基礎数値

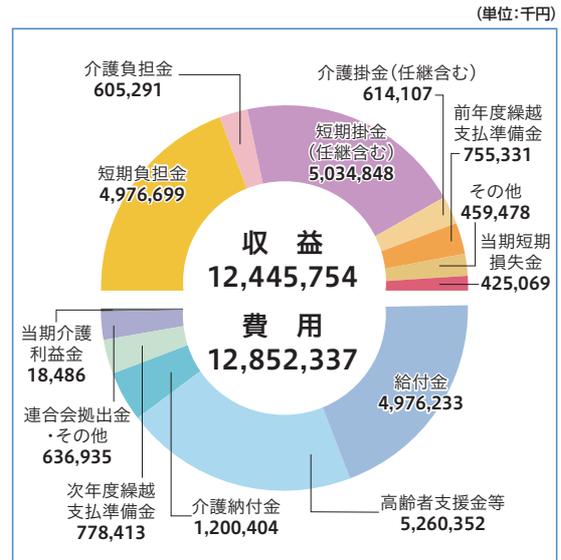
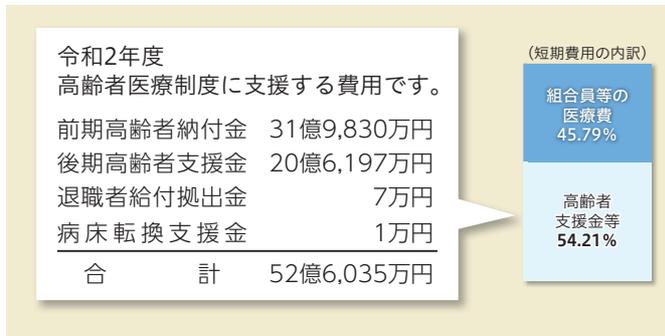
区 分	全 体
組合員数	16,010人
組合員1人当たりの標準報酬月額	短期 386,364円
	長期 380,099円
被扶養者数	16,454人

短期経理

医療・介護等の費用を賄います

組合員と被扶養者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費の支払いや、出産・死亡・休業・災害などにかかる給付、高齢者医療制度への支援金等の支払いを行っています。

また、介護保険に関する介護納付金を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ支払っています。



短期（医療）の財源率（掛金・負担金）を 95.8%から103.00%へ、介護の財源率（掛金・負担金）を15.46%から17.14%へ引き上げます。

医療については、前期高齢者納付金が前年度に比べ10億円増加します。

介護については、介護納付金の算定方法が全面総報酬割となること等から納付金額が増加します。

財源率の大幅な引き上げは、組合員や地方公共団体等の大きな負担増となりますが、今後もしばらくこのような状況が続くと見込まれますのでご理解をお願いします。

※介護納付金……介護保険制度において、支払基金が各医療保険者から徴収する納付金です。共済組合は、40歳以上65歳未満の組合員の介護掛金と地方公共団体等からの介護負担金とをあわせて「介護納付金」として支払基金に支払っています。この「介護納付金」は、介護保険のサービス費用等に充てられます。

保健経理

健康の保持増進・疾病予防等の費用を賄います（18～19 ページに関連記事があります）

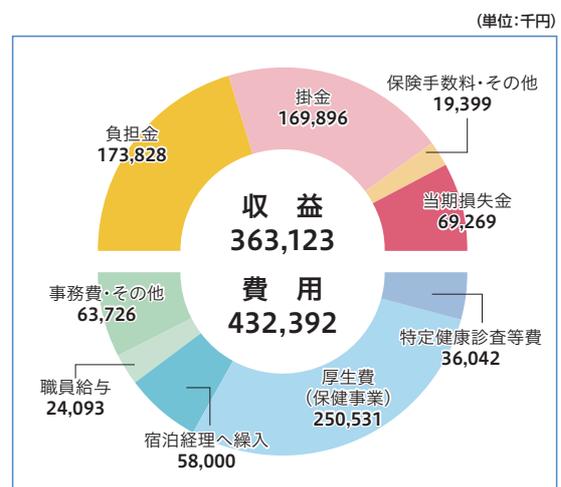
組合員と被扶養者の皆さんの心と身体の健康保持増進に役立てるための保健事業、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

令和2年度も、財源率を据え置いて運営します。

疾病予防対策として人間ドックおよび健康診断助成事業に重点を置きながら、皆さんの生活の安定と福祉の向上に寄与するため、年金待機者を含む世代ごとのライフプランに合わせた事業を展開していきます。

また、医療費増高対策として、第2期データヘルス計画の中間評価を分析し、最終目標達成に向け効果的な事業に取り組みます。

なお、防長苑に対しては、第三次経営改善計画に則り5,800万円を限度に繰入を行います。



貯金経理

貯金利率 1.0% で運営します (22 ページに関連記事があります)

共済貯金に加入している組合員の皆さんからお預かりした資金を一括で運用することにより収益を得て、利息として還元しています。

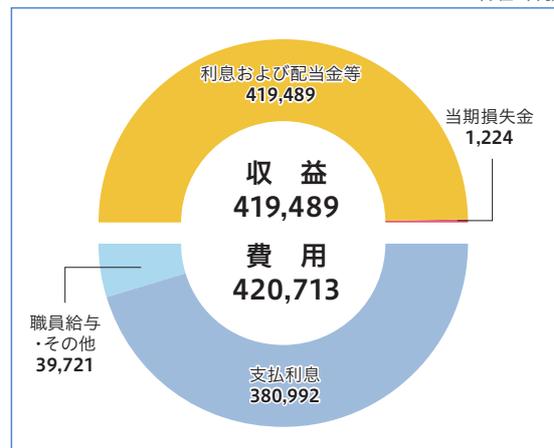
厳しい運用環境の中ではありますが、一定の安全性を担保しつつ、基本ポートフォリオを定め、国債、地方債、特別の法律による法人の発行する債券や高格付の社債等による運用を行うことにより運用利回りを確保しています。

また、リスク回避のために複数の金融機関に分散するとともに、取引金融機関には選定基準を設けて経営状況などの情報収集・把握し安全に運用します。

■基本ポートフォリオ

普通預金・定期預金	金銭信託	国債・地方債	政府関係機関債	社債	外国債券	合計
8%	2%	26%	18%	45%	1%	100%

(単位:千円)



貸付経理

組合員へ貸付けを行っています (20～21 ページに関連記事があります)

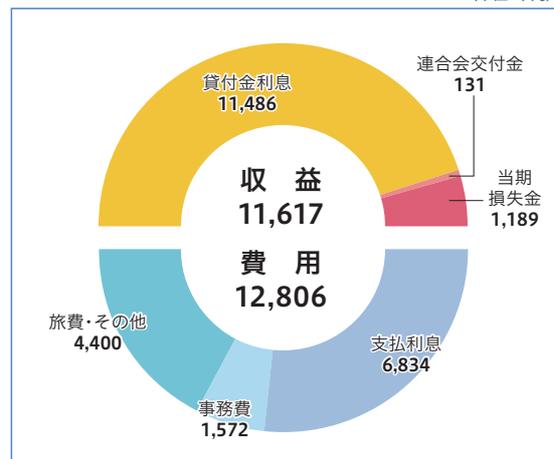
自動車や電化製品等の購入費用、住宅の新築・改修や購入費用、冠婚葬祭や入学・修学等の教育費用など、臨時的支出の際に貸付けを行っています。

貸付けに係る事業資金は、退職等年金預託金管理経理からの借入金により運営しています。

貸付利率は、普通貸付・住宅貸付・特別貸付は1.26%、災害貸付は0.93%などご利用しやすい利率になっています。

生活用品の購入やお子様の入学・進学資金の借入れをご検討の方は、共済組合の貸付けをご利用ください。

(単位:千円)



宿泊経理

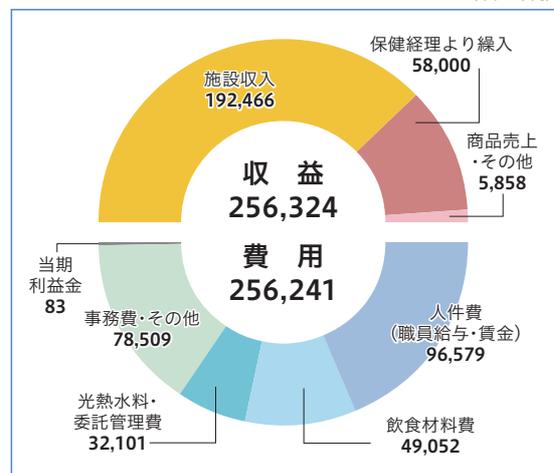
保養所 防長苑を運営しています (24～26 ページに関連記事があります)

第三次経営改善計画のもと、「愛され、必要とされる保養所」を目指して、組合員とご家族の皆さんのため、様々なサービスを提供しています。

今年の10月1日には、開業60周年を迎えます。年間を通じて、長年のご愛顧に感謝する取り組みや関連するプラン等を展開していきます。

また、4月から1Fお食事処において、今までのランチ営業に加え、夜間に山口県産の食材を中心とした居酒屋「やまぐちうまいもん〜極Kiwami〜」を開店します。うまさ極まるその時々のお料理をご用意しておりますので、是非お越しください。

(単位:千円)



厚生年金保険経理

厚生年金等の費用を賄います (16～17ページに関連記事があります)

退職等年金経理

退職等年金給付の費用を賄います

経過的長期経理

公務等による年金の費用を賄います

退職後の生活の支えとなる老齢厚生年金や組合員に万が一のことがあった場合の障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金を支給しています。

全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」）と共同事業として、年金の受付・審査・相談等を行い、連合会において年金の決定・支払いを行います。そのため、組合員および地方公共団体等から納付いただく保険料等は、全額、連合会へ払い込みます。

令和2年度の財源率は、厚生年金保険および退職等年金給付は、据え置いて運営します。また、地方公共団体等から納付いただく経過的長期給付の負担金は、0.1033%へ引き下げて運営します。

共済組合では、年金制度の周知のため、わかりやすい広報活動を行うとともに、組合員および年金受給者の皆さんからの年金相談や説明会を行っています。お気軽にご相談ください。

厚生年金保険経理

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	13,713,237	負担金払込金	13,713,237
組合員保険料	8,703,839	組合員保険料払込金	8,703,839
合 計	22,417,076	合 計	22,417,076

退職等年金経理

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	714,407	負担金払込金	714,407
掛 金	714,407	組合員保険料払込金	714,407
合 計	1,428,814	合 計	1,428,814

経過的長期経理

(単位:千円)

収 益		費 用	
負担金	102,979	負担金払込金	102,979
合 計	102,979	合 計	102,979

退職等年金預託金管理経理 経過的長期預託金管理経理

年金積立金の一部を運用します

連合会から年金積立金の一部について預託を受け、縁故地方債や貸付経理への事業資金の貸付けにより運用しています。

収益は、全額、連合会へ払い込みます。

退職等年金預託金管理経理

(単位:千円)

収 益		費 用	
利息および配当金	7,416	支払利息	7,416

経過的長期預託金管理経理

(単位:千円)

収 益		費 用	
利息および配当金	21	支払利息	21

業務経理

事務に要する諸経費を賄います

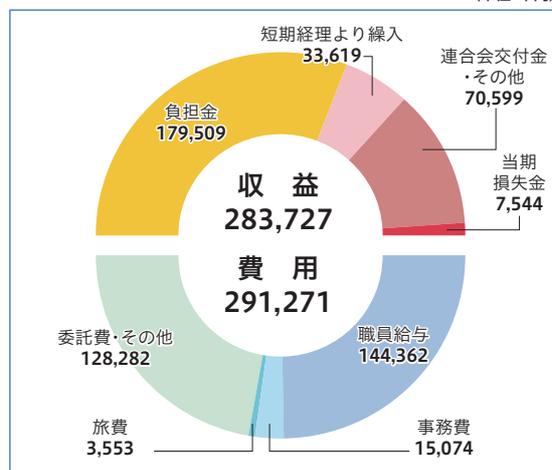
事務に要する費用は、地方公共団体等から納付いただく事務費負担金（組合員1人当たり11,352円）のほか、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり2,120円）および連合会からの交付金により賄われます。

地方公共団体等が、厳しい財政状況のもと、定員の削減や事務経費の削減に取り組まれていることから、共済組合においても定員管理計画に基づき、適正な人員配分で効率的な運営に努めるとともに、事務に要する経費を見直し、より一層の削減に努めます。

組合員や年金受給者のマイナンバー等の個人情報とは、「個人情報保護方針」に基づき、適切に対応し、徹底した管理を行います。

また、情報セキュリティは、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、適切な対策を講じ、セキュリティ強化を図ります。

(単位:千円)



共済組合に納めるお金(掛金)

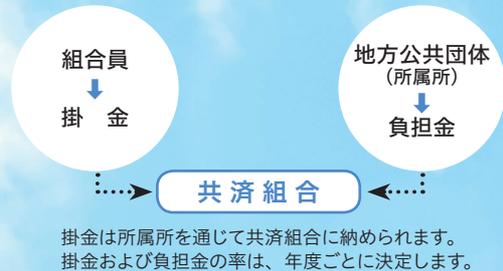
共済組合の事業^{*}を行う財源は、「地方公共団体が事業主として納める「負担金」と、組合員の納める「掛金(保険料)」で賄われています。

※宿泊事業、貯金事業、貸付事業は除きます。

掛金(保険料)算定方法(円位未満切捨て)

給料：標準報酬月額×掛金率

ボーナス：標準期末手当等額×掛金率



掛金(保険料)は、給与明細の、短期掛金、厚生年金保険料などの名前で表示されているお金のことよ。

掛金を計算する元となる標準報酬月額、報酬月額を標準報酬等級表にあてはめることで確認できるよ。



【給料について】標準報酬月額とは？ (8ページに関連記事があります)

組合員の資格を取得したときには、その資格を取得した日の報酬を等級表にあてはめて標準報酬月額を決定(「資格取得時決定」)します。その後、標準報酬月額は、毎年1回9月の「定時決定」により再決定し、大幅に報酬が変動した場合は、「随時改定」等により変更となります。

令和2年度 算出例

205,000円の報酬月額の場合

↓
標準報酬月額 200,000円

短期掛金	200,000円×51.5% = 10,300円(75歳未満の者のみ徴収)
介護掛金	200,000円×8.57% = 1,714円(40歳以上65歳未満の者のみ徴収)
福祉(保健)掛金	200,000円×1.76% = 352円
厚生年金保険料	200,000円×91.5% = 18,300円(70歳未満の者のみ徴収)
退職等年金掛金	200,000円×7.5% = 1,500円

⇒次ページ「標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧」をCHECK!

【ボーナスについて】標準期末手当等額とは？

ボーナスを受けた月において、組合員が受けた期末手当等の額に基づき、1,000円未満の端数を切り捨てたうえで、標準期末手当等額を決定します(上限 短期：年間累計573万円、長期(年金)：各支給期150万円)。

令和2年度 算出例

423,833円のボーナス額の場合

↓
標準期末手当等額 423,000円

短期掛金	423,000円×51.5% = 21,784円(75歳未満の者のみ徴収)
介護掛金	423,000円×8.57% = 3,625円(40歳以上65歳未満の者のみ徴収)
福祉(保健)掛金	423,000円×1.76% = 744円
厚生年金保険料	423,000円×91.5% = 38,704円(70歳未満の者のみ徴収)
退職等年金掛金	423,000円×7.5% = 3,172円

標準報酬等級表および掛金(保険料)一覧

【令和2年度】

計算式：掛金(保険料) = 標準報酬月額 × 掛金率 <円位未満切捨て>

ご自身の標準報酬月額等の行をご覧いただくと、1か月当たりの掛金を確認することができます。

(単位：円、%)

標準報酬				報酬月額	掛金					掛金合計			
短期 給付	等級		月額		短期	介護	保健	厚生年金	退職等年金	介護除く	介護含む		
	長期給付	厚生 年金										退職等 年金	
				以上	未満								
-	1	-	88,000	93,000	~	93,000	4,532	754	154	8,052	660	13,398	14,152
1	2	1	98,000	101,000	~	101,000	5,047	839	172	8,967	735	14,921	15,760
2	3	2	104,000	107,000	~	107,000	5,356	891	183	9,516	780	15,835	16,726
3	4	3	110,000	114,000	~	114,000	5,665	942	193	10,065	825	16,748	17,690
4	5	4	118,000	118,000	~	122,000	6,077	1,011	207	10,797	885	17,966	18,977
5	6	5	126,000	122,000	~	130,000	6,489	1,079	221	11,529	945	19,184	20,263
6	7	6	134,000	130,000	~	138,000	6,901	1,148	235	12,261	1,005	20,402	21,550
7	8	7	142,000	138,000	~	146,000	7,313	1,216	249	12,993	1,065	21,620	22,836
8	9	8	150,000	146,000	~	155,000	7,725	1,285	264	13,725	1,125	22,839	24,124
9	10	9	160,000	155,000	~	165,000	8,240	1,371	281	14,640	1,200	24,361	25,732
10	11	10	170,000	165,000	~	175,000	8,755	1,456	299	15,555	1,275	25,884	27,340
11	12	11	180,000	175,000	~	185,000	9,270	1,542	316	16,470	1,350	27,406	28,948
12	13	12	190,000	185,000	~	195,000	9,785	1,628	334	17,385	1,425	28,929	30,557
13	14	13	200,000	195,000	~	210,000	10,300	1,714	352	18,300	1,500	30,452	32,166
14	15	14	220,000	210,000	~	230,000	11,330	1,885	387	20,130	1,650	33,497	35,382
15	16	15	240,000	230,000	~	250,000	12,360	2,056	422	21,960	1,800	36,542	38,598
16	17	16	260,000	250,000	~	270,000	13,390	2,228	457	23,790	1,950	39,587	41,815
17	18	17	280,000	270,000	~	290,000	14,420	2,399	492	25,620	2,100	42,632	45,031
18	19	18	300,000	290,000	~	310,000	15,450	2,571	528	27,450	2,250	45,678	48,249
19	20	19	320,000	310,000	~	330,000	16,480	2,742	563	29,280	2,400	48,723	51,465
20	21	20	340,000	330,000	~	350,000	17,510	2,913	598	31,110	2,550	51,768	54,681
21	22	21	360,000	350,000	~	370,000	18,540	3,085	633	32,940	2,700	54,813	57,898
22	23	22	380,000	370,000	~	395,000	19,570	3,256	668	34,770	2,850	57,858	61,114
23	24	23	410,000	395,000	~	425,000	21,115	3,513	721	37,515	3,075	62,426	65,939
24	25	24	440,000	425,000	~	455,000	22,660	3,770	774	40,260	3,300	66,994	70,764
25	26	25	470,000	455,000	~	485,000	24,205	4,027	827	43,005	3,525	71,562	75,589
26	27	26	500,000	485,000	~	515,000	25,750	4,285	880	45,750	3,750	76,130	80,415
27	28	27	530,000	515,000	~	545,000	27,295	4,542	932	48,495	3,975	80,697	85,239
28	29	28	560,000	545,000	~	575,000	28,840	4,799	985	51,240	4,200	85,265	90,064
29	30	29	590,000	575,000	~	605,000	30,385	5,056	1,038	53,985	4,425	89,833	94,889
30	31	30	620,000	605,000	~	635,000	31,930	5,313	1,091	56,730	4,650	94,401	99,714
31			650,000	635,000	~	665,000	33,475	5,570	1,144	56,730	4,650	95,999	101,569
32			680,000	665,000	~	695,000	35,020	5,827	1,196	56,730	4,650	97,596	103,423
33			710,000	695,000	~	730,000	36,565	6,084	1,249	56,730	4,650	99,194	105,278
34			750,000	730,000	~	770,000	38,625	6,427	1,320	56,730	4,650	101,325	107,752
35			790,000	770,000	~	810,000	40,685	6,770	1,390	56,730	4,650	103,455	110,225
36			830,000	810,000	~	855,000	42,745	7,113	1,460	56,730	4,650	105,585	112,698
37			880,000	855,000	~	905,000	45,320	7,541	1,548	56,730	4,650	108,248	115,789
38			930,000	905,000	~	955,000	47,895	7,970	1,636	56,730	4,650	110,911	118,881
39			980,000	955,000	~	1,005,000	50,470	8,398	1,724	56,730	4,650	113,574	121,972
40			1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	53,045	8,827	1,812	56,730	4,650	116,237	125,064
41			1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	56,135	9,341	1,918	56,730	4,650	119,433	128,774
42			1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	59,225	9,855	2,024	56,730	4,650	122,629	132,484
43			1,210,000	1,175,000	~	1,235,000	62,315	10,369	2,129	56,730	4,650	125,824	136,193
44			1,270,000	1,235,000	~	1,295,000	65,405	10,883	2,235	56,730	4,650	129,020	139,903
45			1,330,000	1,295,000	~	1,355,000	68,495	11,398	2,340	56,730	4,650	132,215	143,613
46			1,390,000	1,355,000	~		71,585	11,912	2,446	56,730	4,650	135,411	147,323

例えば、標準報酬月額が20万円の人は、この行を確認してね。

●介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収します。

●厚生年金保険料の徴収は、70歳到達月の前月までです。

●船員組合員については、短期掛金率は【49.04%】で計算します。

●期末手当等については、上記のように等級表を使用するのではなく、実際に組合員が受けた期末手当等の額(千円未満切捨て)を標準期末手当等の額として、掛金(保険料)を算定します。

お問い合わせ

保険課 調定担当

☎ 083-925-6142

標準報酬月額の設定と改定について

標準報酬とは、共済組合の掛金や育児休業手当金などの短期給付、老齢厚生年金などの長期給付の算定の基礎となるものであり、組合員の受ける報酬月額（基本給 + 諸手当）に基づき決められます。

掛金の算定

手当金などの算定

年金の算定

報酬の範囲

標準報酬月額の算定の基礎となる報酬の範囲は、原則として、組合員が自己の労務の対償として受ける基本給や諸手当等のすべてです。報酬は、その性質に応じて、「固定的給与」と「非固定的給与」とに区分されます。

固定的給与の例	非固定的給与の例
基本給、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当など	時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、寒冷地手当など

この標準報酬月額は、原則として年1回の決まった時期（毎年9月）に見直しが行われ、1年の途中で報酬が大きく変動した場合には、一定の要件を満たしたときに改定されることになっています。

資格取得時決定	組合員となったときに行う決定
定時決定	年1回の決まった時期(毎年9月)の見直し
随時改定	報酬が大きく変動したときに行う改定
産前産後休業終了時改定	産前産後休業が終了したときに行う改定
育児休業等終了時改定	育児休業等が終了したときに行う改定

資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格取得日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は、組合員の資格を取得した日から、その年の8月（6月1日から12月31日までの間に資格を取得した組合員については、翌年の8月）まで適用します。

定時決定

組合員が実際に受けている報酬と既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年4月から6月の3か月間に受けた報酬月額の平均額を標準報酬等級表にあてはめて、標準報酬月額を決定します。これをその年の9月から翌年の8月まで各月の標準報酬月額とします。

定時決定は、原則として、毎年7月1日に組合員である方が対象となります。

ただし、6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方、7月から9月までのいずれかの月から随時改定・産前産後休業終了時改定・育児休業等終了時改定が行われる方は、その年の定時決定の対象とはなりません。

4月の報酬 5月の報酬 6月の報酬

4月から6月の報酬の平均額
「標準報酬等級表」にあてはめる

標準報酬月額
(9月から翌年8月まで適用)

随時改定

9月から翌年の8月までの間に報酬が大幅に変動し、次の3つすべてに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき。(※1)
- ②変動月から3か月の間に支払われた報酬の平均額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。(※2)
- ③3か月とも支払基礎日数が17日以上であったとき。

※1 固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬の著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。

※2 2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額した場合か、いずれも減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合またはその逆の場合には、随時改定の対象とはなりません。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日においてその産前産後休業に係る子を養育する場合、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を改定します。産前産後休業終了時改定により改定された標準報酬月額は、次の定時決定まで適用されます。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、対象とはなりません。

育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月に受けた報酬の平均額を基に標準報酬月額を改定します。育児休業等終了時改定により改定された標準報酬月額は次の定時決定まで適用されます。ただし、育児休業等終了日の翌日に産前産後休業を開始している場合は、対象とはなりません。

お問い合わせ 保険課 資格担当 ☎ 083-925-6142

掛金の免除について

産前産後休業および育児休業等を取得している組合員は、申出により定められた期間について掛金が免除されます。



産前産後休業掛金免除

▶ 免除期間

いつから	いつまで
出産（予定）日の42日前（多胎妊娠の場合は98日前）の属する月	出産日の56日後の翌日の属する月の前月

※特別休暇の産前産後休業として承認された期間に限り免除となります。

▶ 申出方法

産前産後休業掛金免除申出書を免除期間の開始前までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
なお、出産日が予定日と異なる場合、変更の申出が必要になりますので、ご注意ください。

育児休業等掛金免除

▶ 免除期間

いつから	いつまで
育児休業等を開始した日の属する月	育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月

▶ 申出方法

育児休業等掛金免除申出書を免除期間の開始前までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
なお、期間が変更になった場合、変更の申出が必要になりますので、ご注意ください。

例

標準報酬月額28万円 40歳未満（介護非該当）の組合員
 出産予定日 令和2年3月20日
 出産日 令和2年3月19日
 産前産後休業 令和2年1月25日～5月14日（出産予定日の56日前より承認されている場合）
 育児休業 令和2年5月15日～令和3年3月31日

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇期間		産前産後休業期間				育児休業等期間						
免除期間		産前産後休業掛金免除期間				育児休業等掛金免除期間						
免除額	0円	41,624円	41,624円	42,632円	42,632円	42,632円	42,632円	42,632円	42,632円	42,632円	42,632円	42,632円

合計 594,832 円の免除！

※出産日の42日前は2月7日ですので、2月から産前産後休業掛金免除となります。

※免除期間中に支給されたボーナスについても掛金が免除されます。

お問い合わせ ▶ 保険課 調定担当 ☎ 083-925-6142

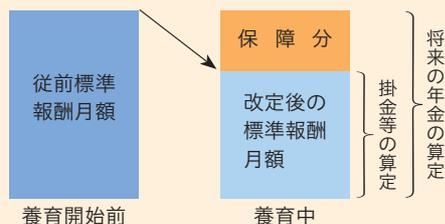
養育特例制度について

養育特例とは、3歳未満の子を養育している場合で、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額（以下「従前標準報酬月額」という。）を下回るとき、組合員からの申出により、年金額の計算に限り従前標準報酬月額を適用する制度です。

申請日から2年間は遡及して適用を受けることができます。

なお、この制度は、短時間勤務や時間外勤務の減少等で標準報酬月額が低くなったことにより、将来受け取る年金が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付等の算定基礎となる標準報酬月額には適用されません。

- 従前標準報酬月額はいつの標準報酬月額を基準とするの？
3歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月の標準報酬月額となります。



対象者

- 3歳未満の子を養育している組合員

※組合員であれば、性別に関わらず対象となりますが、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。

※「子を被扶養者にしている」「育児短時間勤務・部分休業を取得している」等の要件はありません。

適用期間

開始 ▶ 子が生まれたとき、子と養子縁組したとき、別居していた子と同居したとき

※掛金免除(育休・産休)期間中は適用になりません。

終了 ▶ 子が3歳に到達したとき、養育しなくなったとき(死亡または別居等)、組合員資格を喪失したとき、掛金免除(育休・産休)が開始されたとき など

養育特例の開始に伴う申出方法

養育特例の適用を受ける場合には、「養育期間標準報酬月額特例申出書」と添付書類を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

なお、現に標準報酬月額が下がってなくても、養育特例の申出をすることは可能です。

添付書類

- ① 子の戸籍謄(抄)本

※申出の対象となる子が以下の場合、次の書類を提出してください。

- 特別養子縁組の監護期間にある子の場合 家庭裁判所が交付する事件係属証明書
- 養子縁組里親に委託されている要保護児童の場合 児童相談所が交付する措置決定通知書

- ② 世帯全員の住民票

養育特例の終了に伴う申出方法

子の死亡、別居などにより養育しないこととなった場合のみ、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」を所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

お問い合わせ ▶ 保険課 資格担当 ☎ 083-925-6142



組合員の被扶養者について

組合員の配偶者、子、父母などで、主として組合員の収入によって生計を維持している方で、日本国内に住所を有する方は、組合員の被扶養者として組合員と同様に短期給付などを受けることができます。

被扶養者の範囲

日本国内に住所を有する方(日本国内に生活の基盤があると認められる方を含む。共済だより3月号7ページ参照)で、

- ① 組合員の配偶者(内縁関係を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ② 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、①に掲げる者以外の方
- ③ 組合員の内縁の配偶者の父母および子で組合員と同一世帯に属する方(当該配偶者の死後も同じ。)

被扶養者と認められない方

- ① 共済組合の組合員または健康保険の被保険者
- ② 組合員以外の方が受ける扶養手当等の対象となっている方
- ③ 組合員が他の者と共同して扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない方
- ④ 認定基準額以上の所得がある方
- ⑤ 海外に居住している方等

認定基準額とは

認定基準額 年額130万円	連続する12か月の収入の合計が、認定基準額以上となる場合は扶養認定できません。 なお、次の者は認定基準額を年額180万円とします。
(年額180万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上で公的年金を受けている方 ・60歳未満で、公的年金等のうち、障害年金を受けている方

※ただし、月額または日額で判断した方が実情に即している場合は、基準額を次のとおりとします。

月額基準額 108,334円	認定基準額を12か月で割った額 次のような場合は、認定基準額以上となるものとみなし、扶養認定できません。 ① 毎月の給料額の見込み(労働条件)が月額基準額以上となる場合 ② ①に該当しない場合で、実際に支払われた給料等が3か月連続して月額基準額を超えたとき
(150,000円☆)	
日額基準額 3,612円	月額基準額を30日で割った額 雇用保険失業給付や休業給付の日額などが日額基準額以上となる場合、認定基準額以上となるものとみなし、受給期間中の扶養認定はできません。
(5,000円☆)	

☆ 認定基準額180万円の方

その他の基準額等	被扶養者に配偶者がいる場合(例:父母等を認定している場合)は、認定基準額の他、夫婦の所得の合算要件があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・詳細は所属所の共済組合事務担当課または共済組合までご確認ください。 ・共済だより2016年4月号に、合算要件の詳細を掲載しています。 (共済組合のホームページから共済だよりバックナンバーをご覧いただけます。)
-----------------	---

被扶養者認定における所得の取扱い

- 被扶養者の要件を備えた日から将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間(連続する12か月)の総収入額をいいます。
 - ・連続する12か月は、暦年(1~12月)や年度(4月~翌年3月)などに限定されません。
 - 所得税法上の所得と同一ではありません。
 - ・非課税の休業給付、公的年金(遺族年金・障害年金)等を含みます。
 - ・農業・事業・不動産所得等では、控除できる経費は共済組合が認めた経費に限ります。
- ※農業・事業・不動産所得等があるときは、必ず確定申告(または市町村県民税の申告)を行ってください。

被扶養者認定における所得の種類

1 給与所得(給料・賞与・手当・賃金等)

給与・賞与・手当・賃金の総支給額(所得控除前の額)から通勤手当の非課税分を除いた額

2 農業・事業・不動産所得

農業・事業から生じる収入および土地、家屋等の賃貸による収入の総額から被扶養者認定上認められた経費(所得税法上の経費とは異なり共済組合が認めた経費)を控除した額

【必要と認められる経費】

売上原価、給料・賃金、地代家賃、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、修繕費、消耗品費

【農業所得として特に認められる経費】

小作料・賃借料、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、動力光熱費、作業用衣料費、土地改良費、ライスセンター使用料、水利費

※給料・賃金について

- ・従業員を雇用し、1人につき年額130万円以上を支払っている方は、被扶養者として認められません。
- ・同居の親族に対する給料・賃金は、必要な経費として認められません。

※家内特例経費等については、実際かかった経費ではないため、経費として認められません。

3 年金所得

各種年金(遺族年金や障害年金等の税法上非課税の年金を含む)、恩給等の証書等に記載された決定年金額。ただし、個人年金は除く。

4 利子所得

預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等

5 その他の所得

雇用保険法に基づく失業給付または社会保険法に基づく休業給付金等

6 組合において、1~5に準じる所得と認定した収入

株式譲渡所得等

被扶養者に係る手続きは所属所の共済組合事務担当課へ

被扶養者の認定を希望するとき

「被扶養者申告書」「個人番号申告票」

添付書類：組合員が扶養している事実や扶養しなければならない事情が確認できる書類
詳細は、所属所の共済組合事務担当課でご確認ください。

- 被扶養者の要件を備える事由が生じた日から30日以内に届出
- 事由発生日から30日を過ぎた場合は、申告書を所属所で受付けた日から認定

被扶養者の取消しの届出

「被扶養者申告書」

添付書類：取消日の確認ができる書類および組合員被扶養者証等

- 被扶養者の要件に該当しなくなるときは、速やかに届出が必要
- 取消申告が遅れ医療費等の過誤給付が発生した場合は、過誤給付額を共済組合へ返還

被扶養者の氏名および住所を変更したとき

「氏名・住所・給付金等振込口座変更申告書」

国民年金第3号の被保険者の届出

被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者は、国民年金第3号被保険者となります。届出は共済組合を経由して行いますので、所定の書類を提出してください。

お問い合わせ

保険課 資格担当

☎ 083-925-6142



短期給付事業について

組合員および被扶養者の医療、休業および災害に係る給付を行っており、法定給付と、共済組合が独自に定めた附加給付があります。

主な給付として、医療機関で受診する際に共済組合から発行される組合員証や組合員被扶養者証等（以下「組合員証等」という。）を提示することで、医療費の一部（3割など。「自己負担額」といいます。）を負担するだけで必要な医療を受けられます（「療養の給付」など）。

組合員証等を使用した場合の給付については、請求手続きは不要です。それ以外の給付については、請求が必要となりますので、該当するときは所属所の共済組合事務担当課を通じて請求書を提出してください。

※短期給付は、給付事由が生じた日から2年以内に請求しないと、時効により給付金を受給できないのでご注意ください。

(1) 法定給付

種類	内容	請求手続きの要・不要	
保健給付	家族療養の給付 組合員および被扶養者が、病気または負傷により以下の行為を受けた場合 1 診療 2 薬剤または治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護 5 病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割	不要	
	家族入院時食事療養費 特定長期入院者（療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者）を除く組合員および被扶養者が、保険医療機関等から食事療養を受けた場合 基準額から食事療養標準負担額（1食460円 ^{※5} ）を控除した額を共済組合が負担		
	家族入院時生活療養費 特定長期入院者（療養病床に入院する65歳以上の組合員および被扶養者）が、生活療養を受けた場合 基準額から生活療養標準負担額（食事1食460円 ^{※5} 、居住費1日370円 ^{※5} ）を控除した額を共済組合が負担		
	家族保険外併用療養費 組合員および被扶養者が、指定の保険医療機関等から評価療養、患者申出療養または選定療養を受けた場合 当該療養において、健康保険が適用となる療養に要する費用については、7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割		
	家族療養費 組合員および被扶養者が組合員証等を保険医療機関等へ持参しなかったため医療費を全額自己負担した場合、治療用装具を作製した場合およびやむを得ない事情により組合員証等を使用できなかった場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割		要
	家族訪問看護療養費 組合員および被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 療養に要する費用の7割を共済組合が負担 就学前の者は8割、高齢受給者は一般8割・一定以上所得者7割		不要
	家族移送費 組合員および被扶養者が負傷・疾病により移動が困難な状態で、医師の指示により移送された場合において、共済組合が緊急その他やむを得ないと認めたとき 共済組合が相当と認めた移送に要した費用を負担		要
高額療養費 組合員および被扶養者1人につき1か月（同じ月内）に1医療機関ごと（医科・歯科別、入院・外来別）に窓口で支払った医療費に係る自己負担額が、組合員の標準報酬月額に応じて次のとおり算出した自己負担限度額を超える場合、超えた額を共済組合が負担 ●70歳未満 ①標準報酬月額830,000円以上の者 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1/100 多数回該当 ^{※1} 140,100円 ②標準報酬月額530,000円以上830,000円未満の者 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1/100 多数回該当 ^{※1} 93,000円 ③標準報酬月額280,000円以上530,000円未満の者 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1/100 多数回該当 ^{※1} 44,400円 ④標準報酬月額280,000円未満の者 57,600円 多数回該当 ^{※1} 44,400円 ⑤低所得者（住民税非課税） ^{※2} 35,400円 多数回該当 ^{※1} 24,600円	不要		

種類	内容	請求手続きの要・不要
保健給付	高額療養費 ●70歳以上 1 一定以上所得者(標準報酬月額280,000円以上の者) ●世帯(入院・外来) 標準報酬月額830,000円以上の者 $252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 140,100円 標準報酬月額530,000円以上830,000円未満の者 $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 93,000円 標準報酬月額280,000円以上530,000円未満の者 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1/100$ 多数回該当 ^{※1} 44,400円 2 一般(標準報酬月額280,000円未満の者) ●世帯(入院・外来)57,600円 多数回該当 ^{※1} 44,400円 ●個人(外来のみ) 18,000円(年間144,000円上限) 3 低所得者Ⅱ(住民税非課税) ^{※2} ●世帯(入院・外来)24,600円 ●個人(外来のみ) 8,000円 4 低所得者Ⅰ(住民税に係る所得金額がない等) ●世帯(入院・外来)15,000円 ●個人(外来のみ) 8,000円	不要
	高額介護合算療養費 世帯内で医療・介護保険に係る自己負担額が高額となった場合に支給 算定基準額 ^{※5} を超えた額の内、共済組合が負担すべき額	要
	家族 出産費 組合員および被扶養者が出産したときに支給 420,000円(在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入の分娩機関における出産は404,000円)	要
	家族 埋葬料 組合員および被扶養者が公務によらないで死亡したときに支給 ●組合員および組合員の死亡当時、被扶養者であった者が請求するとき……50,000円 ●それ以外の者が請求するとき……埋葬に要した費用(最高50,000円)	
	休業給付	傷病手当金 組合員が公務によらないで病気にかかりまたは負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合に支給(1年6か月を限度。結核性の病気は3年) $1日につき標準報酬日額※3 \times 2/3$
出産手当金 組合員が出産したとき、出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあつては98日)以内および出産の日後56日以内において勤務に服することができなかった期間について支給 $1日につき標準報酬日額※3 \times 2/3$		
育児休業手当金 組合員が組合員の3歳に満たない子を養育するため育児休業を取得し、勤務に服さなかった場合に支給(育児休業に係る子が1歳に達する日まで。所定の要件に該当している場合は最大2歳まで) $1日につき標準報酬日額※3 \times 50/100※4$		
介護休業手当金 組合員が介護休業により勤務に服さなかった場合に支給(同一事由につき最大66日まで) $1日につき標準報酬日額※3 \times 67/100$		
休業手当金 組合員が公務によらない不慮の災害、被扶養者の病気または負傷等の事由により欠勤した場合に支給 $1日につき標準報酬日額※3 \times 50/100$		
災害給付	家族 弔慰金 組合員および被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡した場合に支給 組合員…標準報酬月額の1か月分 被扶養者…標準報酬月額の1か月分 $\times 70/100$	要
	災害見舞金 組合員が非常災害により住宅または家財に損害を受けた場合に支給 損害の程度に応じ 標準報酬月額の0.5か月分～3か月分	

※1 高額療養費が支給される場合で、同一世帯においてその月以前の12か月以内に高額療養費の該当が3回以上あったときの、4回目以降の自己負担限度額
 ※2 前年の所得がない(または所得が低い)ため、住民税が非課税の組合員が該当します。新規採用職員、育児休業等の無給休職や海外勤務から復帰した方などが対象となります。「住民税非課税証明書」が必要。 ※3 標準報酬日額 = 標準報酬月額 $\times 1/22$ (ただし、傷病手当金および出産手当金については、標準報酬月額 = 支給開始月以前の直近の継続した12か月における標準報酬月額の平均額) ※4 休業期間が180日に達する日までの間は、67/100 ※5 所得等により異なります。

(2) 附加給付および一部負担金の払戻し

種類	内容	請求手続きの要・不要
一部負担金払戻金	組合員および被扶養者1人につき1か月(同じ月内)に1医療機関ごと(医科・歯科別、入院・外来別)に窓口で支払った医療費に係る自己負担額(高額療養費支給額・公費医療給付分を除く。)が基礎控除額を超える場合に支給	不要
附加給付	家族療養費附加金 1 標準報酬月額530,000円以上の者 支給額 = 自己負担額 - 50,000円(基礎控除額) 2 標準報酬月額530,000円未満の者 支給額 = 自己負担額 - 25,000円(基礎控除額) (注)100円未満の端数は切捨て。算定額が1,000円に満たない場合は支給されません。	
	家族 埋葬料附加金 (家族)埋葬料が支給される場合に支給 1件につき 30,000円	要

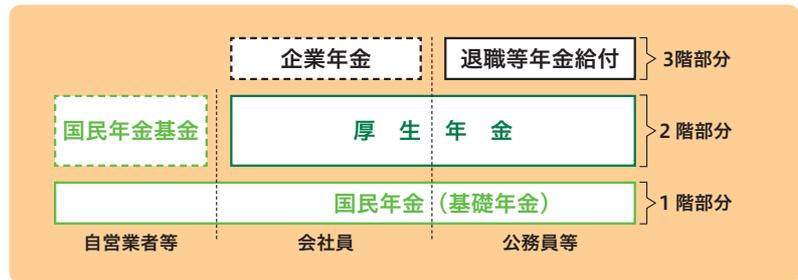


長期給付事業について

公的年金制度は、20歳以上60歳未満の全国民が加入する「国民年金（基礎年金）」（1階部分）を基礎とし、公務員や会社員が加入する「厚生年金」（2階部分）の2種類に分かれています。また、公的年金の上乗せとして、公務員は、会社員の企業年金に相当する「退職等年金給付」（3階部分）に加入しています。（3階部分は公的年金ではありません。）

なお、平成27年10月に被用者年金の一元化が行われ、公務員も厚生年金に加入することとなりましたが、一元化前の共済年金の特例や経過措置が設けられたことから、1種類の厚生年金で管理することが難しいため、会社員が加入する第1号厚生年金、国家公務員が加入する第2号厚生年金、地方公務員が加入する第3号厚生年金、私立学校の教職員が加入する第4号厚生年金の4種類に分け管理することとなりました。（地方公務員である組合員は、第3号厚生年金に加入することとなります。）

組合員が、退職したとき、在職中の病気やケガがもとで障害の状態になったとき、あるいは死亡したときに、老後の生活や遺族の生活の支えとして、共済組合（全国市町村職員共済組合連合会等）から年金が支給され、年金額は、在職中の標準報酬総額や加入期間に応じて決定されます。



〈厚生年金の区分〉

区分	加入厚生年金	実施機関
会社員	第1号厚生年金	日本年金機構
国家公務員	第2号厚生年金	国家公務員共済組合等
地方公務員	第3号厚生年金	地方公務員共済組合等
私立学校教職員	第4号厚生年金	日本私立学校振興・共済事業団

●国民年金（基礎年金）

年金種別	対象者	支給要件
老齢基礎年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が65歳になったとき
障害基礎年金	被保険者および元被保険者	初診日前に保険料納付済期間等が加入期間の3分の2以上ある者が、国民年金法等の障害等級1・2級に該当する障害の状態にあるとき
遺族基礎年金	死亡した被保険者（元被保険者）の配偶者で18歳未満の子がいる者等	死亡時に、その者に扶養されていた18歳の最初の3月31日までの子がいるなどのとき

●厚生年金

年金種別	対象者	支給要件
老齢厚生年金	被保険者および元被保険者	保険料納付期間等が10年以上ある者が*65歳になったとき *昭和36年4月1日より前に生まれた者等については、支給開始年齢の特例があります。
障害厚生年金	被保険者および元被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、国民年金法等の障害等級1級・2級・3級に該当する程度の障害の状態になったとき
障害手当金	被保険者	被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、障害厚生年金の支給要件に該当しないが、一定の障害にあるとき
遺族厚生年金	死亡した被保険者（元被保険者）の配偶者または18歳未満の子等 ※夫、父母の場合は55歳以上の者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が死亡したとき ●被保険者資格喪失後、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき ●障害等級が1・2級の障害厚生年金の受給者が死亡したとき ●老齢厚生年金の受給者（被保険者期間が25年以上の受給者に限る。）または被保険者期間等が25年以上の者が死亡したとき

あなたの年金の加入状況等をお知らせ

毎年誕生月に「ねんきん定期便」を発送しています

現在加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、共済組合または日本年金機構は皆さんに対して「ねんきん定期便」をご自宅へ送付しています。

この「ねんきん定期便」は毎年誕生月に送付し、通知内容は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

ねんきん定期便の通知内容

	50歳未満の方 (圧着ハガキ)	50歳以上の方 (圧着ハガキ)	35歳、45歳の方 (封書)(パンフレット)	59歳の方 (封書)(パンフレット)
これまでの年金加入期間	○	○	○	○
これまでの加入実績に応じた年金額	○		○	
老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)*		○		○
【参考】これまでの保険料納付額(累計額)	○	○	○	○
最近の国民年金(第1号・第3号)納付状況・厚生年金保険の月別状況	○	○		
これまでの年金加入履歴			○	○
これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況			○	○
これまでの国民年金保険料の納付状況			○	○

*老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。

年金払い退職給付(退職等年金給付)に係る「給付算定基礎額残高通知書」の送付について

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、「年金払い退職給付」が創設されました。

財政方式については、旧職域部分が賦課方式(注1)であったのに対し、年金払い退職給付は積立方式(注2)となります。そのため、前年度の積立額や残高をお知らせするため、毎年5月末頃に「給付算定基礎額残高通知書」をご自宅へ送付しています。

(注1) 賦課方式…現役世代の保険料収入で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式です。現役世代の減少により、保険料率が上昇するリスクがあります。

(注2) 積立方式…将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式です。現役世代の減少による影響を受けません。

地共済年金情報Webサイトをご利用ください

組合員の皆さんに年金情報をインターネットで提供しています。
このサイトでは、年金見込額や年金の加入履歴等を閲覧できます。
ご利用にはユーザ登録が必要です

地共済年金情報Webサイト

検索

●利用時間: 24時間365日(サーバーのメンテナンス時を除く。)



地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ 年金課 年金担当 ☎ 083-925-6550



福祉事業について

組合員と被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、生活の安定を目的に設けられた事業です。

項目	内容	備考	
健康診断	人間ドック	共済組合指定の健診機関で人間ドックを受診する場合、その費用の一部を助成します(事前の申し込みが必要です)。	30歳以上の組合員、被扶養配偶者が対象
	定期健康診断 がん検診	各所属所が実施した健康診断・がん検診に対して、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象
	歯科健診	年1回、共済組合指定の歯科医院で歯科健診を受診する場合、その費用の全額を助成します(治療に係る費用は、自己負担が発生します)。	
	特定健康診査	生活習慣病の発症を防止する目的で、法定の検診を行います。	19ページ参照
疾病予防	インフルエンザ 予防接種	年1回、インフルエンザ予防ワクチンを接種する場合、その費用の一部を助成します。	組合員のみ対象 上限1,000円
	メンタルヘルス 相談	年3回、共済組合指定の病院または、カウンセリングルームで、メンタルヘルスに関する相談をする場合、その費用の全額を助成します。	組合員のみ対象
	禁煙支援	専門業者が実施するオンラインでの禁煙外来を受診した際の費用の一部を助成します。	
	医療情報の提供	健康診断や人間ドックの受診結果により、リスクをかかえている方に対して情報提供を行います。	
	医療費適正化指導	高齢の方を中心に、専門業者が健康寿命を延伸するためのアドバイス等を行います。	—
	生活習慣病 予防指導	健診結果をもとに、専門業者が実施するプログラムへのご案内を行います。	
	健診結果の通知	個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」による健診結果、ジェネリック医薬品差額情報、健康情報の提供等を行います。	
	特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症を防止することを目的とした生活指導を行います。	19ページ参照
	健康関連セミナー	生活習慣病やがんの予防を目的としたセミナーを県内各地で行います。	—
保養・ 教養	「防長苑」宿泊利用	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限3,500円
	保養所・ 宿泊施設利用	共済組合が指定する宿泊施設を利用した場合、宿泊料の一部を助成します。	上限2,000円
	保健・ 文化施設利用	共済組合が指定する保健・文化施設を利用した場合、利用料金の一部を助成します。	施設ごとに助成額 が異なります
	「防長苑」利用割引	共済組合が運営する保養所「防長苑」を利用した場合、利用料金の一部を助成する割引券を発行します。	上限1,000円×2枚 (利用料金の半額を上限とします)
	勤続25周年祝	組合員としての勤続が25周年を迎えた場合、共済組合の運営する保養所「防長苑」で利用できる助成券を発行します。	5,000円×2枚
	結婚祝	組合員が結婚した場合、共済組合の運営する保養所「防長苑」で利用できる助成券を発行します。	5,000円×2枚
将来設計	ライフプラン セミナー	自らのライフプランについて関心を高めることを目的としたセミナーを行います。	
	ライフプラン ステーション	自らのライフプランについてシミュレーションできます。共済組合ホームページ上のバナーからログインしてご利用ください。 【ID:yamaguchi、パスワード:kyosai】	—
	貯金	給料天引き、または振込による積み立てで、財産づくりをお手伝いします。	22ページ参照
	貸付	生活の安定を図ることを目的として、臨時の支出に対する資金の貸付けを行います。	20～21ページ参照
	生命保険・医療 保険・損害保険	生活設計サポートを目的として、任意加入の団体保険を取り扱っています。	23ページ参照

特定健康診査・特定保健指導

自覚症状のないまま進行する生活習慣病の発症を防ぐための、健康管理に関する事業を行っています。
実施対象者は、40歳から74歳までの組合員と被扶養者です。

項目	内容	実施対象者	案内および利用方法
特定健康診査	生活習慣病を予防するための健康診査の受診	組合員	各所属所で実施される定期健康診断、または共済組合の人間ドックを受診することで、特定健診を受診したことになります。
		被扶養者	毎年6月頃に、特定健康診査を無料で受診できる「受診券」を自宅へお送りします。
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な方に対するアフターフォロー	組合員 被扶養者	3つの方法のうち、いずれかで実施します。 ①保健指導を無料で利用できる「利用券」を送付 →指定医療機関で指導を実施 ②委託業者による指導の実施 ③特定健康診査および人間ドックの受診後に引き続き指導を実施

2020年度

お得な利用助成券等を配布します

利用者ご自身で必要事項をご記入のうえ利用していただく助成券等を共済だより特別号(本誌)を入れたクリアホルダーに同封しています。

ぜひ、ご自宅にお持ち帰りいただき、1年間しっかりとご活用ください。

1

利用助成券使用にあたってのお願い

利用助成券の各対象施設、使用上の注意点および記入方法について説明しています。
各種利用助成券も入っています。



2

防長苑割引券

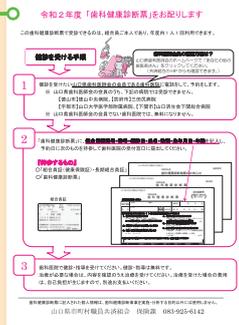
山口市湯田温泉にある保養所「防長苑」で利用できる割引券です。
宿泊に限らず、御食事だけでもご利用いただけます。



3

歯科健康診断

歯科健康診断の受診の仕方について説明しています。案内文以降に、受診の際に必要な「歯科健康診断票」があります。



4

メンタルヘルス相談

日常の悩み事について相談できる相談機関一覧といっしょに、相談方法や「メンタルヘルス利用券」を1つにまとめています。



5

MY HEALTH WEB ご利用案内

組合員・被扶養者(30歳以上)限定の個人向け健康ポータルサイトです。健康情報の確認、健康記録管理、さらに、ポイントを貯めて商品を得ることができます！



お問い合わせ

健康診断、疾病予防に関すること
保養・教養、将来設計に関すること

保険課
総務課

健康推進担当
福祉担当

083-925-6142
083-925-6551

貸付

組合員の生活の安定を図るため臨時の支出に対する貸付けを行っています。

(令和2年4月1日現在)

貸付種類	貸付事由	借受資格	貸付限度額	貸付利率 (年利:%)
普通貸付	組合員・家族の生活用品等の購入費用など 例)「自動車の購入」や 「習い事や塾の費用」	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	1.26
住宅貸付	組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などに要する費用 例)「住宅の新築」や 「住宅のリフォーム」など	組合員期間が 1年以上の者	組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
在宅介護対応 住宅貸付	組合員が居住するための住宅の新築や購入、修理などをする場合で、要介護者に配慮した構造・設備に要する費用	住宅または 災害貸付に 準じる	300万円 (住宅・災害貸付があり工事費用が 限度額を超えると、超える額のうち 介護対応工事費用を対象とする)	1.00
災害貸付	家財	組合員	給料の6月分 (最高200万円)	0.93
	住宅		組合員期間により異なる (最高1,800万円)	
	再貸付		組合員期間により異なる (最高1,900万円)	
特別貸付	医療	組合員	給料の6月分 (最高100万円)	1.26
	入学		給料の6月分 (最高200万円)	
	修学		1月15万円を単年度毎 (修業年限により1～6年) (最高1,080万円)	
	結婚		給料の6月分 (最高200万円)	
	葬祭			
高額医療貸付	組合員、任意継続組合員、被扶養者の高額療養費の支給対象となる療養に係る支払い	組合員、 任意継続組合員	短期給付の高額療養費の範囲内	無利息
出産貸付	組合員、任意継続組合員、被扶養者の出産費・家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い		短期給付の出産費・家族出産費の範囲内	

※貸付日より前に支払いが終わるもの(医療・入学・修学貸付を除く)、ローンの借換えやクレジットの返済などは、貸付けの対象となりません。
 ※貸付利率は固定ではありません。地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する退職等年金給付の基準利率に応じて変動します。
 ※共済組合を含む金融機関などへの毎月の返済額が給料月額30%を超える場合や、年間の返済額が給料年額の30%を超える場合は、貸付けができません。
 ※毎月の償還額は、貸付額によって決まり、給与から控除されます。償還額は、共済組合のホームページに掲載の「貸付金額別償還額一覧表」をご覧ください。

貸付事業の変更点

住宅に係る貸付けの取扱いについて

貸付事故への対応として共済組合が加入している貸付保険の適用条件に適合させるため、住宅に係る貸付けの取扱いを次のとおり変更します。

- ① 住宅の主要構造部や居住部分について行う工事等は、すべて住宅貸付の対象とし、これまで普通貸付でも貸していた簡易な修繕等の取扱いを行わないこととします。
- ② 住宅の敷地内の建築物や擁壁等について行う工事等は、これまで普通貸付の対象としていましたが、住宅貸付の対象に変更することとします。

貸付けのスケジュール

10日（組合員→所属所→共済組合）



申込書[※]、借入状況等申告書[※]、借用証書[※]、添付書類、印鑑登録証明書を共済組合へ提出
[※] 共済組合のホームページからダウンロードしてください。

20日（共済組合→所属所→組合員）



審査後に貸付決定通知書、個別償還明細表、送金通知書を発行

末日



共済組合へ届出の給付金等振込口座へ貸付金を送金
^{*}住宅貸付は、工事が1/3程度進んでからの送金となります。

翌月から給与控除による償還開始



償還中の万が一に備えての任意保険

●団体信用生命保険

共済組合の貸付けを借り受けた組合員（借受人）が、貸付金償還中に死亡・高度障害となったとき、保険金で未償還貸付金を精算することで、ご家族のために退職金等を確保することができる保険です。毎年更新時にその年の基準月貸付金残高に応じて保険料を算出するため、償還がすすむにつれて毎年保険料が下がります。

●債務返済支援保険

団体信用生命保険に加入する組合員が、病気・傷害または所定の精神障害により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いする保険です。



お問い合わせ ▶ 総務課 貸付担当 ☎ 083-925-6551



1 事業の目的としくみ

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的とする事業の一環として貯金事業を行っています。組合員の皆さんからお預かりした資金を共済組合が一括して運用することで収益金を得て、貯金加入者に利息として還元します。

対象者

山口県市町村職員共済組合の組合員のみ加入できます。ただし、任意継続組合員は除きます。

2 貯金利率および運用状況

●貯金利率

年1.0%(税引前)の半年複利(令和2年4月1日現在)。利率は金融情勢等により変動することがあります。付利単位は100円で、毎年3月末および9月末の決算時に利息が元金に加算されます。

●共済貯金の運用

共済貯金は、金融機関の預金と異なりペイオフの対象とはなりません。債券購入にあたっては、リスク管理のため信用力の高い債券を分散して購入しており、特定の業種や企業の債券に偏って購入することはしておりません。

さらに、債券購入後においても、債券の信用リスク等について関係各方面から情報を収集・分析し、将来的なリスクの発生を抑えるよう努めております。

3 共済貯金の各種手続き

～手続きは所属所の共済組合事務担当課で～

貯金の手続き(加入・払戻し・積立等)に必要な書類は、全て所属所の共済組合事務担当課に備え付けてあります。また、以下に示した各種手続きの受付日は、いずれも共済組合の受付日です。所属所の共済組合事務担当課での締切は、所属所担当課にご確認ください。

◆加入方法

「積立貯金加入・変更・解約申込書」「印鑑登録票」を所属所の共済組合事務担当課を通じて提出してください。毎月10日共済組合着で、翌月から積立開始となります。臨時積立のみの場合も、加入手続きをしてください。

*積立の種類

- ▷毎月の給料からの積立(定例積立)・・・給料から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ▷ボーナスからの積立(賞与積立)・・・期末・勤勉手当から天引きで、希望額(千円単位)を積立
- ▷希望時に任意額を積立(臨時積立)・・・山口銀行の窓口で、専用の振込用紙(所属所の共済組合事務担当課に備付)を使用し、任意額(万円単位)を振込んで積立(振込手数料は不要)

◆積立額の変更(年2回、募集期間にのみ受付)

- ・6月積立分からの変更・・・4月10日～5月10日の間受付
- ・11月積立分からの変更・・・9月10日～10月10日の間受付

変更受付期間は
年2回!

◆給料・ボーナスからの積立の中断・再開

毎月10日共済組合受付、翌月からの適用 ※積立中断中でも、臨時積立は利用できます。

◆払戻し

- ・15日送金(前月末日受付)・末日送金(当月15日受付)

◆解約(月1回送金)・・・月末送金(当月10日受付)

◆残高等のお知らせ(年2回・決算期)

3月末および9月末現在の残高と、半年間の入出金異動明細を記載した「貯金現在残高通知書」を、4月および10月に所属所経由で配付します。再発行はしませんので、大切に保管してください。

令和2年3月末現在、
全組合員の4割にあたる
約6,700の方が共済貯金を
利用しています

新規加入キャンペーン
～令和3年3月10日まで～

定例積立または賞与積立を申し込みされた場合、
図書カード500円分プレゼント

団体保険

【事務取扱会社】
有限会社ライフ山口
 TEL.083-925-2128
 0120-170-215

生活設計サポートを目的に団体割引での任意加入の団体保険の取扱いをしています。

生命保険・医療保険（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社・明治安田損害保険株式会社）

項目	給付内容	対象者	募集時期と手続き	
[団体定期保険] 遺族サポートプラン ★配当金あり	退職後も64歳まで継続可能	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金	保険期間 令和3年3月1日から1年間 令和2年9月に新規・更新申込書等を配布し、保険会社の担当者が各所属所にお伺いして保険内容や手続きについて説明します。	
		障害厚生年金1級認定による障害保険金（一時金または年金でお支払） 障害厚生年金1級、2級認定による障害初期給付金（一時金でお支払）		組合員 配偶者 子供
遺族サポートロング ★配当金あり	退職後も69歳まで継続可能	病気や不慮の事故による死亡・高度障害保険金（一時金または年金でお支払）		組合員 配偶者
[団体長期障害所得補償保険] 長期療養サポート 【在職中のみ加入可能】	病気やケガで長期休職となった場合の所得補償（補償対象期間2年または3年、免責期間90日）			組合員
[特定疾病保障定期保険] 重病克服支援プラン	退職後も69歳まで継続可能 ※遺族サポートロングへの加入が必要	7大疾病および上皮内新生物の治療に対する給付金、死亡・高度障害保険金 ※特約の付加により保障内容が異なります		組合員 配偶者
[団体型医療保障保険] 医療保障保険 ★配当金あり		病気やケガで継続して2日以上入院した場合の入院給付金、死亡保険金		組合員 配偶者 子供
[医療保険] 総合医療サポート		入院、ICU治療、手術、手術後療養、介護等給付金、死亡・高度障害保険金等	組合員 配偶者	
[医療保障保険] 先進型医療サポート		入院支援給付金、外来手術給付金・外来放射線給付金および先進医療給付金等	組合員 配偶者 子供	
[拠出型企業年金保険] 個人年金ゆとり 【60歳から年金受取開始】	個人年金保険（個人年金保険料控除の適用あり）		保険期間 令和3年3月1日から1年間 令和2年10月に申込書等を配布。	

損害保険（引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

項目	給付内容	対象者	募集時期と手続き
[傷害総合保険] 団体傷害保険 新・団体医療保険	傷害事故による死亡・後遺障害、入院、通院、手術等の各種保険金 *個人補償タイプには弁護士費用総合補償特約セットプランあり 疾病による入院、退院後の通院、手術に対する保険金、先進医療等費用	組合員とその家族	保険期間 令和3年3月1日から1年間 令和2年10月に申込書等を配布。 （中途加入可能、退職後継続可能）
[賠償責任保険] 団体ゴルファー保険	ゴルフ場・練習場においての用品の破損、盗難、被保険者自身のケガ、ゴルフ中の賠償事故等の補償		保険期間 令和2年7月1日から1年間 令和2年5月に申込書等を配布。 （中途加入可能、退職後継続可能）

制度の詳細はパンフレットをご覧ください（ホームページの団体保険のページ参照）

山口県市町村職員共済組合は、保養施設やまぐち湯田温泉「防長苑」を運営してお組合員・被扶養者の方は宿泊利用助成券や割引券が使えます。



宿 泊

和室(8・10畳)、洋室(シングル・ツインルーム)の全26室をご用意しております。

ご家族・ご友人との気軽な温泉旅行や、防長苑でのご宴会・イベントに参加後の宿泊、山口近郊や湯田温泉での集会後の宿泊など、さまざまなシーンにお役立てください。

オンライン宿泊予約も承っております。防長苑公式HPよりどうぞ。オンライン宿泊予約では多様でお得な和室1泊2食プランを中心に提供しております。

公式HP以外からも、楽天・じゃらん・Yahoo!などの予約サイトからもご予約可能。ポイントもたまってさらにお得!!

※シングル・ツインルームご希望の場合や団体でのご利用を予定されている場合はお電話にてお問い合わせください。

シングル料金(朝食付き) **7,168円**

10名以上の宴会利用で

シングル料金(朝食付き) **4,500円(日~木曜日)**

6,000円(金、土、祝前日)

※シングルルーム以外のおひとり様利用は1,000円プラスとなります。

会 議・宴 会

和・洋それぞれの大小さまざまな会議室をご用意しております。

また、本格的な和会席や洋食コース料理をはじめ、和・洋それぞれの料理を楽しめる和洋会席料理、山口県内の食材を使用した料理、ビュッフェスタイルをはじめとしたパーティー料理などをお祝い事、御法要、お食事会、などさまざまな目的、人数、ご予算に応じてご提供しております。お気軽にお問い合わせください。

メンバーや目的に合わせてメニュー対応いたします

「お酒を飲む人が多いので、酒の肴が中心のメニューにしたい」「女性がほとんどの集まりなのでデザートを豪華にしてほしい」「若いメンバーでとにかくボリュームを重視したい」同じ会席料理・パーティー料理でも、メンバーが違えば好みも変わります。打ち合わせの際にはご要望をお伝えください。

ケータリングも承ります

御法要では会席弁当のケータリングも承っております。(配達可能エリアに限りがございます。お問い合わせください。)

会席料理 **5,000円**から
パーティー料理 **4,000円**から
飲み放題も対応可能です



ります。組合員・ご家族・ご友人とお気軽にご利用ください。



イベント

調理スタッフが丹精込めた「食」を愉しむ特別な空間、職場の仲間やご友人と大いに飲んで食べての空間、ご家族での楽しいひとときなど、年間を通じてさまざまなイベントを随時開催しています。

防長苑の年間イベントスケジュール

- 「生ビールまつり」(6月下旬～8月上旬)
大人 4,500円
- 「秋の宴」(9月または10月)
大人 7,000円
- 「冬のバイキング」(2月)
大人 4,500円
- 「フランス料理の夕べ」(2月または3月)
大人 7,000円

温泉

防長苑のある湯田温泉は、無色透明なアルカリ単純泉で、「美肌の湯」と呼ばれております。宿泊以外でも、組合員は温泉を日帰り入浴でご利用いただけます。

受付時間 11:30～21:00 フロントにて受付
料 金 おひとり様300円：タオル貸出は100円
毎月26日はフロロの日で組合員・被扶養者は無料となります。

食事付日帰り入浴でのんびり、湯ったり
個室での休憩・食事付の「個室でゆったりプラン3,500円」等、ゆっくりお過ごしいただけるプランをご用意しております(要予約)。



お食事処

ランチタイム 11:30～14:30
(定休日 土・日・祝日)
夜営業 18:00～22:00
(定休日 日・月・祝日)
※詳細は次ページ

お取り寄せ

防長苑では、安納芋のスイートポテトやふくさし、ふくちりセットなど、防長苑オリジナルの商品を販売しております。



やまぐち湯田温泉
防長苑 1F お食事処

ランチタイム

定休日 ◆ 毎週土・日曜日、祝日
 営業時間 ◆ 11:30 ~ 14:30 (ラストオーダー 14:00)

- フロントで注文・御清算後お入りください。
- ランチタイムすべてのメニューがセルフのフリードリンク付

◆ 日替り定食 ¥850



夜営業 やまぐちのうまいもん ~極 Kiwami~

定休日 ◆ 毎週日・月曜日、祝日
 営業時間 ◆ 18:00 ~ 22:00 (ラストオーダー 21:30)

魚はその日水揚げされたものを買付け、本日のおすすめとしてお出します。肉は牛、豚、鳥のほか、欧州で人気のジビエ（鹿、猪などの野生鳥獣肉）のオリジナルメニューもございますので、ぜひ里山の味をご賞味ください。野菜は地元農家と提携し、安心して安全な採れたての食べごろをお届けします。お酒は、食事に合う県産の日本酒を厳選して取り揃えました。日替わり、月替わりのおすすめメニューは、新鮮な旬の味をお届けしますので、数量限定や内容の変更がございます。そのときどきのめぐり逢いもお楽しみください。

おすすめ
メニュー

- ◆ 県産食材 七輪焼き
- ◆ 直送獲れたて刺し盛り
- ◆ ローストディア（鹿もも肉）
- ◆ 朝採り旬菜サラダ



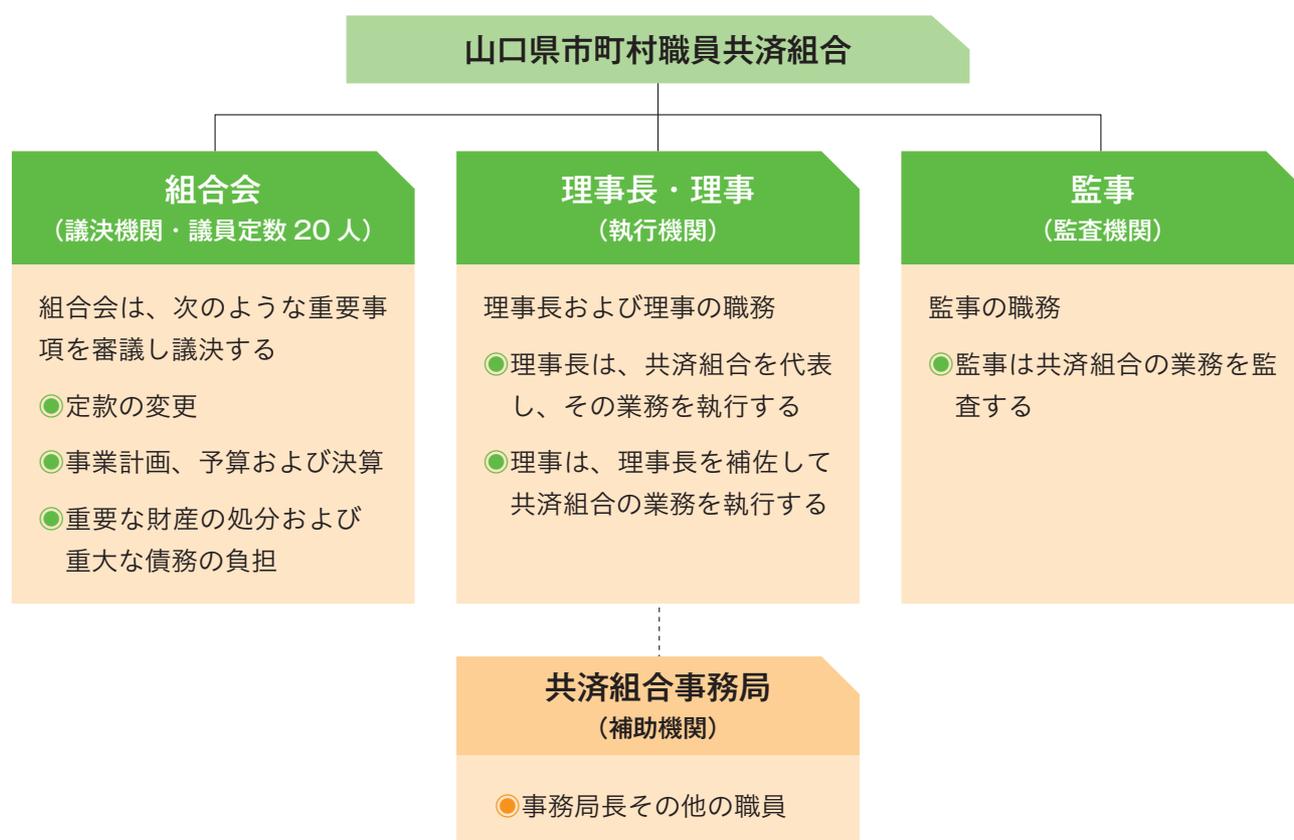
防長苑開設60周年記念

ご宴会前に湯上がりにちょっと一杯いかがですか？

- ◆ 0次会セット ¥600 (プレミアムモルツ生、おつまみ小鉢一品)
17:00 ~ 18:00

共済組合の機関

山口県市町村職員共済組合には、その業務を運営するため、次のような3つの機関が設けられており、それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるようになっています。



共済組合事務局	〒753-8529 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 HP: https://www.kyosai-yamaguchi.jp	083-925-6141
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌(共済だより)およびホームページに関すること ・ 資産の保管および資金の運用に関すること ・ 組合員の貯金の受入、払戻しに関すること ・ 組合員の臨時の支出に必要な資金などの貸付けに関すること ・ 組合員の保養や団体保険等人生設計に関すること 	083-925-6551
保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員・任意継続組合員の資格取得・喪失に関すること ・ 被扶養者の認定・取消に関すること ・ 掛金・負担金および標準報酬等の報告に関すること ・ 組合員とその被扶養者の病気、出産、死亡、休業または災害に係る給付に関すること ・ 人間ドック・その他検診等の助成に関すること ・ 特定健康診査・特定保健指導に関すること ・ 組合員の健康相談、健康づくりに関する事業に関すること 	083-925-6142
年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金に関すること(厚生年金の手続き、試算、加入期間の確認など) ・ 年金相談に関すること ・ 「年金者連盟」に関すること 	083-925-6550
防長苑	〒753-0077 山口市熊野町4番29号 HP: https://www.bochoen.jp	083-922-3555



年間スケジュール

	実施月	会場	タイトル	
令和2年	6月	防長苑	健康講座	健康トラブルは腸から変わる！腸活セミナー
	6月・7月・8月	防長苑	生ビールまつり	
	7月・8月	県内6会場	退職予定者説明会	
	8月	防長苑	運動講座	【親子限定】“子育て”から始まる親子体幹セミナー
	8月	防長苑	運動講座	劇的☆美ボディを手に入れる！“新感覚”体幹セミナー
	8月	防長苑	ライフプラン講座	【小学生親子限定】 どうなる日本の教育課程！ どうするこの子の教育費！
	9月	宇部市	ライフプラン講座	保険屋さんが身内に教えるスマート保険
	9月または10月	防長苑	秋の宴	
	10月	山口市	運動講座	はじめよう！登山セミナー in 山口市 東鳳山
	10月	周南市	ライフプラン講座	貯めるだけじゃない 50歳からの資産管理
令和3年	11月	宇部市	運動講座	歩き方から変わるアンチエイジング ウォーキングセミナー in 宇部市 ときわ公園
	2月	下関市・下松市	ライフプラン講座	時間を味方に長期的な視点で資産形成！
	2月	防長苑	冬のバイキング	
	2月または3月	防長苑	フランス料理の夕べ	

※内容については、変更する場合がございますので、改めて共済だよりでお知らせします。

あなたの「やってみたい」がカタチになる？！

共済組合セミナー【イベント案】募集

「こんなセミナーがあれば参加したいのに…」と考えたことはありませんか？
あなたの提案が、共済組合セミナーで実現するかもしれませんよ！！

テーマ 健康またはライフプランに関連すること

応募方法 クロスワードパズル応募時に、セミナー案を併せてご記入ください

例えば… ・〇〇教室を開催する ・〇〇先生の講座を開催する ・〇〇大会を開催する など



山口市町村職員共済組合

〒753-0072(個別番号〒753-8529)山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階 FAX/083-921-1228
TEL/083-925-6141(代表) 083-925-6551(総務課) 083-925-6142(保険課) 083-925-6550(年金課)
発行日/令和2年3月27日 URL <https://www.kyosai-yamaguchi.jp>

この「共済組合ガイドブック」は再生紙を使用しています